



平成26年6月25日
日本原子力発電株式会社

原子力規制委員会への「公開質問状」の提出について

本年6月21日に開催された「敦賀発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合 第2回追加調査評価会合」での原子力規制庁原子力規制部長のいくつかの発言は、事実に著しく反するものであり、当社の名誉及び信用を損ない、当社の事業運営に重大な影響を及ぼすものであると当社は考えています。

このため当社は、上記発言の具体的根拠を明確にさせていただくよう、本日、公開質問状を原子力規制委員会に提出いたしました。

・添付資料：公開質問状

以 上

平成26年6月25日

原子力規制委員会

委員長 田中 俊一 殿

日本原子力発電株式会社

取締役社長 濱田 康男

「公開質問状」

本年6月21日に開催された「敦賀発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合第2回追加調査評価会合」で、原子力規制庁原子力規制部長から発言のあった以下の諸点については、事実と著しく反するものであり、当社の名誉及び信用を損い、当社の事業運営に重大な影響を及ぼすものであると考えます。これらについては、6月24日の原子力規制庁事務局との面談の際、「こちらの認識とは異なる」ということを言われましたので、下記の事項について質問いたします。公権力の行使に携わる行政の説明責任として、文書にて回答を1週間以内にしてくださいようお願いいたします。

記

1. 「前回の会合でのことを思い出して頂きたいのですが、次回の、あの、今回の会合のことですが、使う資料については事前に有識者の先生方によく検討して頂くために、1週間前にお届けしたいと、そのような手配をいただきたいというお話をさせて頂いたと思います。それで先ほどお話がありましたが、しかしながら、これ、今お手元に配っておる資料を実際は、今週の月曜日ということになっておりました。ある意味、残念であるということでもありますし、まあ、こういうその事前の、前回の会合でお話しさせて頂いた、一種のルール、これを事業者としてどのようにお考えになったのかということについては、もし、これを軽視するというような姿勢であるとすれば、極めて遺憾であると言わざるを得ないと感じます。」^(注1) 旨のご発言について

ここでは、前回会合で「1週間前までにお届けして頂きたい」と指示したとされているが、原子力規制委員会の公式議事録においてもそのような発言^(注2)は見受けられず、また、実際に会議の場でも一度もお聞きしておりません。また、その後の事務局との面談等による打合せでも一度もお聞きしておりません。それにも拘らず、当社がこの指示を無視したかのような発言をされたことについては、事実と反しているものと考えます。当社がルールを無視したとする発言の具体的根拠を明確に示して頂きたいと思います。

2. 「先ほどお話しありましたように、このドラフトには何も書いていない、有識者の、いや、専門家の方々の見解を本体に追加するという、そういう、かなり大幅な修正を意図したものというふうに受け止めたわけで、それはその先生方に事前に見て頂くとの主旨に全くそぐわないということで、今回はお断りをしたと、こういうことであります。」^(注1) 旨のご発言について

当社が規制庁事務局と6月16日に面談した際に、当日提出した「次回評価会合（平成26年6月21日）に関連して」の文書により、「1. 当社の説明資料について」を説明し、以下の事項を伝えております。

- 「・本日（平成26年6月16日提出）、規制庁殿へ提出した当社の説明資料案（以下、「説明資料案」）については、評価会合当日まで若干変わり得る場合がある（記載表現の適正化や参考資料の追加添付など）。
- ・なお、基本的には新たなデータは増えないが、テフラ及び土壌に関する分析については、現在も一部実施しているものもあり、評価会合当日に間に合えば追加する場合もある。
 - ・説明資料案については、技術的な議論を行うのに必要な資料であるが、評価会合の議論を円滑に行うための資料（これまでの議論の経緯を取りまとめた資料など）については、当日までに一部追加する予定である。
 - ・また、これまでの当社や東北電力殿と同様、当社の評価に対する専門家の見解を求め、参考資料として添付する場合もある。」

したがって、規制庁事務局から指定された日（6月16日）に、前述のとおりのご相談をし、ご了解を得ているものであり、発言にあったように、「もし、そういうことをされたいのであれば、1週間前という期限の前に、私共の方にご相談頂き、しっかりと議論させて頂いた上で、私共の方が認めるかどうかについても調整させて頂くという、プロセスを踏むというのが、さっきお話しがありました、デュープロセスではないかと思いますが、全くそういうことはありませんでしたので、その点明確にしておきたいと思います。」^(注1) との発言については、事実と反しているものと考えます。それにも拘らず、当社がプロセスを踏むということはなかったとするなら、具体的根拠を明確に示して頂きたいと思います。

3. 「日本原電のこの会合と或いは、事務局で行った検討会合、こういった会合において、これまでもですね、当方に断わりもなく、先ほどもそうでしたが、当方に断わりのない資料がスクリーンに映写されるといったこととか、通常、今日も研究所の方々に参加して頂いておりますけど、そういった方とは趣旨の異なる、第三者の方が出席して、その日の議題とは関係のあるとは

思えないようなことを述べられるとか、その方の出席に使われた資料であるとか、その方が出席するという連絡とか、それが会合の当日に行われるとか、そういったようなことがこれまでも、数度に亘って行われてきたという事実があって、」^(注1) 旨のご発言について

今回の会合への出席者については、会合に先立ち、規制庁事務局とは数度に亘り連絡を取り合いながら、変更を含めお伝えしてきたものであり、最終的には6月20日のメール(11時59分)により確認し、規制庁事務局とは面談(17時～)により最後に「ご連絡ありがとうございます」、「メンバーの変更はもうないか」、「変更はない」等の趣旨のやり取りをして確認したものであります。こういう事実を踏まえた上で、何をもって当方が規制庁に断りなく専門家を出席させたという旨の発言になるのか、その具体的根拠を明確に示して頂きたいと思います。

4. 「この有識者会合は、5人の有識者のご議論を頂くための会合であって、事業者が発表したいことをPRする場ではありませんので、そのことを改めてご認識頂きたいと思います。」^(注1) 旨のご発言について

当社は、4月14日の第1回評価会合で、「今日はいろいろコメントがありました。それから、現場でもあるいはピア・レビューの方からもコメントがあって、それらについてはまとめた形で事業者にお示ししますので、それに対して回答をいただくという形で、その回答が十分有識者の皆様に事前に届いて検討できるという余裕のもとで次回の会合を聞きたいと、このように考えておりますので、よろしく御協力いただきたいと思います。」^(注2) との要請を受けたことから、当社として、規制庁事務局とも相談をしながら、回答資料をとりまとめ、説明しようとしていたものであります。したがって、上記発言は、事実と反しているものと考えます。

それに対し、当社があたかも「発表したいことをPRする場」と勘違いして説明したかのように発言しているが、何をもってそのような発言となったのか、その具体的根拠を明確に示して頂きたいと思います。

(注1) 本発言は、6月21日に開催された敦賀発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合第2回追加調査評価会合を、当社においてYouTubeから聞き取り、文字おこしをしたものである。

(注2) 本発言は、4月14日に開催された敦賀発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合第1回追加調査評価会合の議事録から抜粋をしたものである。